令和９年度

入学志願者募集要項

島根県立出雲商業高等学校

〒693-0011
出雲市大津町2525
電話　0853-21-0016
FAX　0853-21-0228
ホームページアドレス
https://www.izusho.ed.jp

目　　次

Ⅰ　出願の基本的事項…… 1
Ⅱ　求める生徒像及び選抜において重視する点…… 1
Ⅲ　総合入学者選抜（総合選抜）…… 2
　1　実施する学科と募集人員
　2　出願
　3　受検票の交付
　4　選抜
　5　合格内定通知
　6　その他
Ⅳ　一般入学者選抜（一般選抜）…… 6
　1　募集人員
　2　出願
　3　出願状況の発表
　4　志願変更
　5　出願後の辞退
　6　受検票の交付
　7　学力検査
　8　追検査
　9　選抜方法
　10　合格発表前辞退
　11　合格発表
　12　入学の意思表示
　13　その他
Ⅴ　第２次募集入学者選抜（第２次募集）…… 11
　1　募集人員
　2　出願
　3　出願後の辞退
　4　受検票の交付
　5　選抜
　6　合格発表
　7　入学の意思表示
　8　その他
Ⅵ　学費…… 14
Ⅶ　その他…… 14
　1　奨学金
　2　新入生オリエンテーション
　3　入学者選抜学力検査結果の本人提供

Ⅰ　出願の基本的事項

１　本校が実施する入学者選抜

（１）　総合入学者選抜（総合選抜）
（２）　一般入学者選抜（一般選抜）
（３）　第２次募集入学者選抜（第２次募集）
　　ただし（３）については，（１）及び（２）の選抜の結果，欠員が生じた場合に実施する

２　応募資格

国公私立高等学校若しくはこれに準ずる学校，中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で，次の（１）から（３）のいずれかに該当する者とする。なお，各選抜の出願資格についてはそれぞれの選抜のページを参照すること。

（１）　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
（２）　令和９年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了する見込みの者
（３）　学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

３　募集する学科及び入学定員

全日制課程　商　業　科　120名
　　情報処理科　 40名
ただし，身元引受人による出願者の合格者数を原則として４名以内とする。

Ⅱ　求める生徒像及び選抜において重視する点

１　求める生徒像

「自立・自律した人間の育成」を掲げる本校の求める生徒像は以下の通りです。

○　心のコップが上向きで，誰からもどんなことからも学ぼうとする生徒
○　自ら目標を立て，目標達成のための手立てや方法を考え，やりきることができる生徒
○　心身の健康と体力の向上を図ることができ，他者への思いやりの心を持ち，いつも笑顔でプラス思考な生徒

２　選抜において重視する点

〈総合選抜〉

（１）　【学業型】
　　学業成績が良好で，入学後も本校の教育活動に意欲的に取り組む意志
（２）　【部活動等型】
　　部活動等（クラブチームを含む）においてすぐれた技能を有し，本校入学後も当該部に入部し，３年間継続して活動する意志
（３）　【島根創生人材型】
　　出雲商業高校で，商業に関する専門的知識の習得に励み，高校卒業後（又は大学等卒業後），島根県内で活躍する意志

〈一般選抜〉

（１）　学習活動に真面目に取り組み，基礎的な学力や向学への態度が身についていること。
（２）　スポーツや文化活動，ボランティア活動等，学校や地域での様々な活動に積極的に参加し，主体的に取り組んでいること。
（３）　基本的生活習慣を身に付けていること。

Ⅲ　総合入学者選抜（総合選抜）

１　実施する学科と募集人員

全日制課程　商　業　科　　入学定員の40％
　　情報処理科　　入学定員の40％

２　出願

（１）　出願資格

令和９年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で，かつ，次の(ア)～(エ)のすべてに該当する者とする。

(ア)当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること

(イ)当該学科に適性，興味及び関心を有すること

(ウ)合格内定した場合，入学の意思が確実であること

(エ)本校で募集する３つの型のうち，出願する型の要件に該当すること

【学業型】

・学業成績が良好で，入学後も本校の教育活動に意欲的に取り組む意志が強いこと。「評定平均が概ね3.4以上」

【部活動等型】

・部活動等（クラブチームを含む）においてすぐれた技能を有し，本校入学後も当該部に入部し，３年間継続して活動する意志が強いこと。

【島根創生人材型】

・出雲商業高校で，商業に関する専門的知識の習得に励み，高校卒業後（または大学等卒業後），島根県内で活躍したいと考えている生徒。「評定平均が概ね3.0以上」

（２）　出願及び関係書類提出期間

ア　インターネット出願システムにより提出する書類
令和８年12月21日（月）から令和９年１月８日（金）17時までとする。

イ　アによらない書類
令和９年１月６日（水）から１月８日（金）17時までとする。
持込みの場合：３日間とも９時から17時まで
郵送の場合：１月８日（金）17時以降に届いたものについては，**１月７日（木）までの消印**があるものに限り受け付ける。

（３）　出願手続

ア　志願者は，次に掲げるものを，卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して，所定の書類提出期間内に本校の校長に提出する。ただし，出願は１人１校１学科に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号の２）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
志望理由書 （様式第５号又は様式第５号の２）		本校ＨＰ掲載の様式により作成し，アップロードする。必要に応じて記入欄を広げてもよいが、Ａ４片面（表面）１枚に記載すること。
本校が指定した書類	中学校等の校長を経由して，郵送又は持ち込み	島根創生人材型の志願者は，本校ＨＰ掲載の様式「プレゼンテーションに係る調査」
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』２ページを参照） ・自己申告書（様式第14号）　等

イ　中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の書類提出期間内に本校の校長に提出する。

<table>
<tr><th>提出する書類等</th><th>提出方法</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>個人調査報告書
（様式第２号）</td><td rowspan="3">インターネット
出願システム</td><td colspan="2">必要な情報の登録をもって提出とする。</td></tr>
<tr><td>学習成績・特別活動の記録等概要表
（様式第３号）</td><td colspan="2">中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。</td></tr>
<tr><td>公立高等学校入学者選抜出願者名簿
（様式第４号）</td><td colspan="2">中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。</td></tr>
<tr><td>本校が指定した書類</td><td rowspan="2">郵送又は持ち込み</td><td rowspan="2">志願者から提出のあった書類等を取りまとめて本校の校長に提出する。</td><td>島根創生人材型の志願者は，本校ＨＰ掲載の様式「プレゼンテーションに係る調査」</td></tr>
<tr><td>その他志願者が出願にあたって必要な書類</td><td>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類
・自己申告書（様式第14号）　等</td></tr>
</table>

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料2,200円を納付する。

（４）　保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』２ページを参照すること。

なお，提出書類及び出願期間等は，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』93ページの**「出願及び選抜に関する手続一覧表」**に示すところによる。

（５）　自己申告書の提出

（ア）　志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

（イ）　自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を在籍中学校等の校長を経由して，所定の書類提出期間内に本校の校長へ提出しなければならない。

なお，在籍中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に「出雲商業高等学校」と記入するとともに，志望する学科名，在籍中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

３　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和９年１月15日(金)から１月19日(火)

４　選抜

（１）選抜の方法

【学業型】　　書類審査，面接，学力検査

【部活動等型】　　書類審査，面接，作文

【島根創生人材型】　書類審査，面接，プレゼンテーション

	書類	面接	作文	ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ	学力検査	備考
学業型	○	○※1			○※2	※1 個人面接 ※2 教育委員会作成
部活動等型	○	○※3	○			※3 個人面接
島根創生人材型	○	○※4		○		※4 個人面接

（２） 選抜の期日・場所

令和９年１月20日（水）　本校にて実施

当日の受付時刻等の詳細な日程は令和９年１月15日（金）に，中学校を通じて連絡する。

なお，島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査については以下の通り。

１月20日(水) 9:20～10:20	教科	配点
	国語，数学，英語 （各教科の時間配分は定めない）	各教科20点満点

（３） 面接，作文，プレゼンテーションの評価の観点

ア　面接，作文，プレゼンテーション共通

・本校で何を学びたいか，どのような活動をしたいのか，その結果何ができるようになりたいかなど，本校を志望する動機や理由が明確に表現できているか。

・商業分野に対する興味・関心・適性，入学後の学習や諸活動に対する意欲を表現できているか。

・本校のグランドデザインと希望する学びや活動が合致しているか。

・自分自身の夢や目標などの将来像に対し，明確な展望をもっているか。

イ　面接

・質問の内容を理解し，明確で深い考えに基づいた言葉で表現できているか。

ウ　作文

・問題の内容を理解し，決められた文字数の範囲内でわかりやすい構成や表現で記述できているか。また，正しい文章表記ができているか。

エ　プレゼンテーション

・表現の仕方などを工夫しながら伝えることができているか。

（４） 実施の方法

【学業型】

・学力検査の後に個人面接を１５分程度実施する。

【部活動等型】

・作文検査の後に個人面接を１５分程度実施する。

【島根創生人材型】

・プレゼンテーションと面接を連続して行う。
　プレゼンテーションは６分以内とする。（準備時間，片付け時間を含めない。）
　プレゼンテーションの内容に対する質疑応答と面接とを合わせて１５～２０分程度実施する。

（５） 受検生が準備すべきもの

・受検票
・鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
・消しゴム
・コンパス
・定規（三角定規もよい。ただし，分度器兼用のものは除く）
・プレゼンテーションで使用する道具（島根創生人材型の志願者は必要に応じて準備する）
・上履き
・弁当（必要に応じて準備する）

なお，携帯電話その他の通信機器の検査場（面接，学力検査，プレゼンテーション，作文）への持ち込みは禁止する。

（６） 検査場（プレゼンテーション）で本校が準備するもの等

ホワイトボード，ホワイトボードマーカー（黒・赤・青），マグネット，プロジェクター，プロジェクターに接続するケーブル・アダプタ
（HDMI，USB Type-C⇒HDMI 変換アダプタ，Lightning⇒HDMI 変換アダプタ）

なお，パソコン・タブレット類を接続するWi-Fi環境はプレゼンテーション及び面接の検査場にはない。

（7） **プレゼンテーションについての注意事項**

・方法は，ＰＣ，紙芝居，ポスターなど受検生の実施しやすい方法で構わない。
・会場への資料やスポーツ用品，楽器等の持ち込みは制限しないが，スポーツや演奏の技量を披露することはできない。会場は普通教室を使用する。
・スポーツや演奏の様子を撮影したものをプレゼンテーションソフトに取り込むことは特に制限しないが，技量は評価の対象とはしない。

５　合格内定通知

本校の校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また，合格内定者へは，本校の校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。
なお，インターネット出願システムによっても確認できる。
以上の通知は，令和９年１月 28 日(木)10 時以降に行う。
また，合格発表は，令和９年３月 12 日(金)10 時とする。

６　その他

（1） いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。
（2） 総合選抜による合格内定者は，公立高等学校に改めて出願することはできない。
（3） 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。
（4） 合格内定とならなかった場合は，本校を含め，改めて公立高等学校に出願することができる。その場合，選抜区分ごとに定める手続きにより出願し，受検料については，インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。
（5） 合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。
（6） この要項に記載のない事項は『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』に従うものとする。
（7） インターネット出願についてのお問い合わせは出願サイトに掲載されているコールセンターへお願いします。

Ⅳ　一般入学者選抜（一般選抜）

１　募集人員

入学定員から各学科の総合選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集人員とする。

２　出願

（１）　出願資格

Ⅰ　出願の基本的事項　２に定める応募資格のある者とする。（本要項１ページに記載）

（２）　出願及び関係書類提出期間

ア　インターネット出願システムにより提出する書類

令和９年１月25日（月）から２月４日（木）12時までとする。

イ　アによらない書類

令和９年２月１日（月）から２月４日（木）12時までとする。

持込みの場合：２月１日（月），２月２日（火），２月３日（水）は９時から17時まで
２月４日（木）は９時から12時まで

郵送の場合：２月４日（木）12時以降に届いたものについては，**２月３日（水）までの消印**があるものに限り受け付ける。

（３）　出願手続

ア　志願者は，次に掲げるものを，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号）	インターネット出願システム	(ｱ) 必要な情報の登録をもって提出とする。 (ｲ) 留意事項 隠岐郡に係る検査場についての特別措置を願い出る場合は，所定の欄に入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して，郵送又は持込み	・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合。『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』２ページを参照） ・自己申告書（様式第14号）　等

イ　在籍又は出身中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 （様式第２号）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 （様式第３号）		・中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。 ・特色選抜で既に提出している中学校等も提出する。	
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 （様式第４号）		中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて本校の校長に提出する。	・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類 ・自己申告書（様式第14号）等

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料2,200円を納付する。

特色選抜で合格内定とならなかった場合は，改めて公立高等学校に出願することができる。その場合，インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

（4）　保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』２ページを参照。

なお，提出書類及び出願期間等は，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』94ページの**「出願及び選抜に関する手続一覧表」**に示すところによる。

（5）　自己申告書の提出

（ア）　志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や，すでに中学校等を卒業している場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

（イ）　自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を他の提出書類とともに，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に本校の校長へ提出しなければならない。

なお，在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に「出雲商業高等学校」及び学科名，在籍又は出身中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

（6）　長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で，個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』10ページの**「Ⅳ 長期欠席者等に配慮した選抜方式」**に示すところによる。

（7）　その他

いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

3　出願状況の発表

上記**2**による出願者の状況を，令和９年２月５日（金）の10時に，島根県教育委員会のホームページで発表する。

また，以下の**志願変更後**の出願者の状況を，２月18日（木）の14時に，同ホームページで発表する。

4　志願変更

上記**2**により出願した者が希望する場合には，１回に限り，同一学校又は他の学校の課程，学科（部）に志願変更することができる。ただし，第１志望が変わらない変更は認めない。

志願変更の受付期間及び手続き等は，次のとおりとする。

（1）志願変更受付期間

ア　本校から他校に志願変更する場合の申請期間は令和９年２月８日(月)から２月10日(水)17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

イ　他校から本校に志願変更する場合の出願期間は令和９年２月12日(金)から２月16日(火)17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

インターネット出願システムによらない書類の提出は，在籍又は出身中学校等の校長を経由して持込み又は郵送により提出する。

持込みの場合：２月12日(金)，２月15日(月)，２月16日(火)の９時から17時まで

郵送の場合：２月16日(火)17時以降に届いたものについては，**２月15日(月)までの消印**があるものに限り受け付ける。なお，郵送の場合は，在籍又は出身中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。

（2）志願変更手続

ア　志願変更を希望する者は，インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に申請する。

イ　志願変更を承認された者は，「**2　出願　（3）出願手続**」の**ア**に準じる書類を，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の期間内に**志願変更先**の高等学校に提出する。ただし，以下の点に留意すること。

・同一学校内の他の課程，学科（部）に志願変更をする場合，次の①から③の書類を再度提出する必要はない。

①転居等に係る地域認定願（様式第７号）の写し

②地域内居住確認届（様式第８号）

③島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類

ウ　在籍又は出身中学校等の校長は，「**2 出願（3）出願手続**」の**イ**に準じる書類を，所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。ただし，以下の点に留意すること。

・公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第４号）は，志願変更用として志願変更により新たに出願する者のみ記載し，提出する。

・学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第３号）は，当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する。

エ　その他

（ア）志願変更手続においていったん受理した添付書類等及び受検料は返還しない。

（イ）隠岐郡に係る検査場についての特別措置を願い出る場合（『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』28ページの**8**の（4）の（**ア**）から（**ウ**）に該当する場合）は，インターネット出願システムにより入学願書を提出する際に，所定の欄に入力する。

（ウ）いったん志願変更を申請した者は，志願変更を取りやめることはできない。また，所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは，一般選抜を辞退したものとみなす。その場合，在籍又は出身中学校等の校長は，出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第17号）を提出する。

（3）　**その他**

保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願，自己申告書の提出については，**2**の（4）及び（5）に準じる。

5　出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合，在籍又は出身中学校等の校長は**速やかに本校の校長に辞退届（様式第17号）を提出すること**。志願変更をした者が受検を辞退する場合には，志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

ただし，複数の学科へ順位をつけて出願している場合，一部の学科のみを辞退することはできない。

受付期間：原則として令和９年３月２日（火）12時まで（速やかに届け出る）。

受付期間以降で判明した場合は，在籍又は出身中学校等の校長は本校の校長及び島根県教育委員会に直ちに電話連絡し，辞退届（様式第17号）を本校の校長に提出すること。

6　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和９年２月22日（月）から２月26日（金）

7　学力検査

（1）　学力検査の期日及び日程

令和９年３月３日（水）

受　　付	8:30～ 8:50	社　　会	11:40～12:30
諸注意・入場	8:50～ 9:15	昼　　食	
国　　語	9:20～10:10	英　　語	13:20～14:10
数　　学	10:30～11:20	理　　科	14:30～15:20

学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』88ページを確認すること。

（2）　学力検査場

受検者は本校にて受検する。ただし，隠岐郡から本校を志願する場合は，特別措置（以下，「隠岐郡に係る検査場特措」という）を講じ，隠岐郡内の最寄りの学力検査場で受検することができる。

（ア）　隠岐郡に係る検査場特措を願い出る場合は，インターネット出願システムにより出願する際に，所定の欄に入力する。

（イ）　隠岐郡に係る検査場特措による学力検査場は出願後に決定し，受検票に記載される。

8　追検査

（1）　受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。）当日の特別措置によっても対応できず，やむを得ず欠席した者のうち，次の**（ア）**又は**（イ）**に該当し，追検査の受検を希望する者。ただし，学力検査の一部でも受検した者は除く。

（ア）　学校保健安全法施行規則第18条において，学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

（イ）　本検査当日の災害，不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

（2）　出願手続

在籍又は出身中学校等の校長は，次の手続きを行う。

（ア）　追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり，追検査の受検を希望する者がいる場合，ただちに本校の校長及び島根県教育委員会へ電話で連絡する。
ただし，隠岐郡に係る検査場特措を願い出た者については，学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

（イ）　中学校等の校長は，以下のものを，３月４日（木）10時までに本校の校長に提出する。
ただし，隠岐郡に係る検査場特措を願い出た場合は，学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- 追検査受検願（様式第18号）　１部
- 証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。）１部
- 追検査受検者名簿（様式第19号）　３部

なお，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』ｐ29　９の（１）イの③，④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は，代わりに，中学校等の校長が証明する申告書（様式第18号の2）を提出すること。

（3）　実施期日及び検査内容

令和９年３月９日（火）の１日のみとし，学力検査の実施教科，実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。

（4）　学力検査場

追検査の学力検査場は，島根県教育委員会が定める。

9　選抜方法

在籍又は出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書，学力検査成績，自己申告書等に基づいて，本校の特色に配慮しつつ，その教育を受けるに足る能力，適性等を判定して選抜する。

なお，個人調査報告書と学力検査の比率は60：40とする。

10　合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は，在籍又は出身中学校等の校長は，原則として令和９年３月10日（水）12時までに，本校の校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。その際，中学校長等の持込みによる提出を原則とするが，何らかの理由で郵送により提出する場合は，中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。

なお，合格発表前辞退者の第２次募集への出願は認めない。

11　合格発表

令和９年３月12日（金）10時とする。合格者へは，本校校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。なお，インターネット出願システムによっても確認できる。

合格通知書等を郵送する場合は当日中に投函することとする。

12　入学の意思表示

合格者は，令和９年３月25日（木）の新入生オリエンテーション時に，入学意思通知書（「入学の手引き」に綴じ込み）により入学の意思表示をすること。３月25日（木）の新入生オリエンテーション時に提出により意思表示をしない場合は，合格を取り消すことがある。

13　その他

（１）　いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

（２）　合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。

（３）　合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。

（４）　この要項に記載のない事項は『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』に従うものとする。

（５）　インターネット出願についてのお問い合わせは出願サイトに掲載されているコールセンターへお願いします。

Ⅴ　第２次募集入学者選抜（第２次募集）

１　募集人員

令和９年３月12日（金）の合格発表の時点で，欠員が生じた学科において，学科の欠員数を募集人員とする。

第２次募集を行う学科及び募集人員は，令和９年３月12日（金）10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

２　出願

（１）　出願資格

Ⅰ出願の基本的事項　２に定める応募資格のある者（本要項１ページに記載）のうち，以下の（**ア**）又は（**イ**）に該当する者を除く。

（**ア**）　令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

（**イ**）　令和９年度入学者選抜において，高等専門学校，県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し，入学手続をした者

ただし，令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において本校に出願した者（志願変更した場合には，志願変更後本校に出願した者）は再度出願することはできない。

また，一般選抜学力検査を受検していること。

（２）　出願及び関係書類提出期間

ア　インターネット出願システムにより提出する書類

令和９年３月12日（金）11時から３月16日（火）15時までとする。

イ　**ア**によらない書類

令和９年３月15日（月）９時から17時及び３月16日（火）９時から15時までとする。

出願は持込みによる提出を原則とするが，隠岐郡から本校に出願する場合等，何らかの理由で郵送により提出する場合は，在籍又は出身中学校等の校長から本校の校長へ電話にて一報を入れること。ただし，郵送による場合は，**簡易書留速達**に限る。

（３）　出願手続

ア　志願者は，次に掲げるものを，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号の３）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願するにあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して，原則持込み	・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は在籍若しくは出身中学校等が県外の場合。『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』２ページを参照） ・自己申告書（様式第14号）　等

イ　在籍又は出身中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の出願期間内に本校の校長に提出する。

<table>
<tr><th>提出する書類等</th><th>提出方法</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>個人調査報告書
（様式第２号）</td><td rowspan="3">インターネット
出願システム</td><td colspan="2">必要な情報の登録をもって提出とする。</td></tr>
<tr><td>学習成績・特別活動の記録等概要表
（様式第３号）</td><td colspan="2">中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。</td></tr>
<tr><td>公立高等学校入学者選抜出願者名簿
（様式第４号）
（第２次募集用）</td><td colspan="2">中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。</td></tr>
<tr><td>その他志願者が出願するにあたって必要な書類</td><td>郵送又は持込み</td><td>志願者から提出があった書類等を取りまとめて本校の校長に提出する。</td><td>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類
・自己申告書（様式第14号）　等</td></tr>
</table>

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料800円を納付する。

（４）　保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』２ページを参照。

なお，提出書類及び出願期間等は，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』95ページの**「出願及び選抜に関する手続一覧表」**に示すところによる。

（５）　自己申告書の提出

（ア）　志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や，すでに中学校等を卒業している場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

（イ）　自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を他の提出書類とともに，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の期間内に本校の校長へ提出しなければならない。

なお，在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に「出雲商業高等学校」及び学科名，在籍又は出身中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

（６）　長期欠席者等に配慮した選抜に係る出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で，個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは，『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』10ページの「**Ⅳ 長期欠席者等に配慮した選抜方式**」に示すところによる。

３　出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は，在籍又は出身中学校等の校長は**速やかに本校の校長に辞退届（様式第17号）を提出すること**。

ただし，複数の学科へ順位をつけて出願している場合，一部の学科のみを辞退することはできない。

４　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和９年３月17日(水)10時から３月18日（木）

５　選抜

（１）　選抜の方法

個人調査報告書等の提出書類，一般選抜学力検査及び面接の結果を総合的に判断する。

配点は，個人調査報告書等の書類（60），一般選抜学力検査の結果（40），面接（５）の合計（105）とする。

（２）　選抜のための検査の期日

令和９年３月18日（木）

日程

受　　付	9:10～ 9:30
諸注意・入場	9:30～ 9:50
面　　接	10:00～

（３）　面接の評価の観点

・商業の分野に対する興味，関心
・高校入学後の学習や部活動に対する意欲
・面接時における態度，服装等

（４）　検査場

本校で実施する。

（５）　携行品

受検票，筆記用具，上履き等

６　合格発表

令和９年３月23日（火）15時

合格者へは，本校校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。また，インターネット出願システムによっても確認できる。

合格通知書等を郵送する場合は当日中に投函することとする。

７　入学の意思表示

合格者は，令和９年３月25日（木）の新入生オリエンテーション時に，入学意思通知書（「入学の手引き」に綴じ込み）により入学の意思表示をすること。３月25日（木）の新入生オリエンテーション時に提出により意思表示をしない場合は，合格を取り消すことがある

８　その他

（１）　いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

（２）　合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。

（３）　合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。

（４）　その他この要項に記載のない事項は『令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱』に従うものとする。

（５）　インターネット出願についてのお問い合わせは出願サイトに掲載されているコールセンターへお願いします。

Ⅵ　学費（金額については令和８年度入学生の実績，令和９年度入学生についての詳細は「入学の手引き」に記載）

１　新入生オリエンテーション時

教科書・教材　　約20,000円
体育用品　　約32,000円
その他　　約 8,000円（スリッパ，電卓）
制服（ブレザー型）約50,000円（夏用は希望者のみ，支払いは商品引替え時）

２　入学時

入学料　　5,650円

３　授業料

授業料　　月額9,900円

ただし，家計の状況により入学後に申請して認定されれば就学支援金等を受給することができ，授業料と相殺されることで授業料の負担はありません。

４　月別納付金額（口座引き落とし）

４月　　約16,000円
５月～12月　　約11,000円
※上記に含まれるもの
ＰＴＡ入会金・教育環境整備費・生徒会入会金など。

５　その他

学習用端末　　約50,000円
島根県教育委員会の指定する口座に振り込み

Ⅶ　その他

１　奨学金

島根県育英会高等学校等奨学資金
〔自宅通学（月額）18,000円　自宅外通学（月額）23,000円〕
入学後，所定の手続きにより出願する。

２　新入生オリエンテーション

令和９年３月 25 日（木）　本校体育館で実施

３　入学者選抜学力検査結果の本人提供

受検者は，本人の入学者選抜学力検査について，次のとおり提供の申し出を行うことができる。

（１）提供の申出ができる個人情報

令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

（２）提供の申出を行うことができる者

受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

（３）提供の申出を行うことができる期間

令和９年４月１日（木）から４月 30 日（金）
ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日を除く

（４）提供を行う時間

９時から 17 時までとする。

（５）提供の申出ができる場所

一般選抜における，受検先の公立高等学校

（６）本人の確認

受検票の提示を必要とする。受検票の紛失により提示ができない場合は，生徒証及び合格通知書の双方を提示することで，提供を受けることができるものとする。